

用語解説

注 1：認可保育所

保護者が就労や病気等のために家庭で保育することができない児童を、保護者に代わって保育する児童福祉施設。

保育所の施設・設備・人員配置等に関しては、児童福祉法に基づいており、北海道知事又は旭川市長の認可を受けている。

注 2：待機児童

保育に欠ける（保護者の就労等により家庭で保育ができない。）ため、認可保育所に入所申込をしているが、保育所定員の超過等の理由で保育所に入所できない状態にある児童のこと。

厚生労働省の定義では、「ほかに入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望して待機している場合」「認可保育所へ入所希望していても、自治体の単独施策によって対応している場合」は、待機児童数から除くとしている。

注 3：保育ニーズ

保育を要する児童の保護者が、行政や保育所に求める保育のあり方のこと。

児童を保育所に入所させたいという基本的な保育需要にとどまらず、保育日、保育時間に対しての要望、保育所における保育の内容に至るまで多岐にわたる。

行政や保育所は、多様化する保育ニーズに応える形での保育サービスを提供することが求められている。

注 4：旭川市次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づき、すべての子どもとその家庭、地域、企業、行政等を対象として、本市が今後進めていく総合的な子育て支援施策の方針や目標を定めたもの。

平成 17 年度から平成 26 年度までを計画期間とし、前期は平成 17 年度から平成 21 年度、後期は平成 22 年度から平成 26 年度としてそれぞれ計画を策定している。

注 5：児童福祉法

児童の出生・育成が健やかであり、かつその生活が保障愛護されることを理念とし、児童保護のための禁止行為や児童福祉司・児童相談所・保育所等の児童福祉施設などの諸制度について定めた法律で、昭和 22 年に制定されている。

注 6：一時預かり事業（一時的保育）

パートタイム就労等の勤労形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の傷病等による緊急時の保育に対する需要が高まっていることや、核家族化の進行等により育児の心理的、肉体的負担感が増えていることなどから、これらの保育需要に対応するため実施する保育サービス。

利用期間は週 3 日又は月 15 日以内で、対象年齢はおおむね 1 歳以上。平成 20 年の児童福祉法改正により、従来の一時的保育が一時預かり事業として法定化された（平成 21 年 4 月施行）。

注7：家庭的保育事業

増大する低年齢児の保育需要への対策として、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者（保育ママ）の居宅で、保育所と連携を図りながら、少人数の主に3歳未満児の保育を行う事業。

平成20年の児童福祉法改正により法定化された。（平成22年4月施行。）

注8：保育所保育指針

全国の認可保育所が一定の保育の水準を保つために遵守しなければならない保育の基本原則であり、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関する運営に関する事項を定めたもの。

昭和40年に保育所保育のガイドラインとして制定されたが、平成20年3月の改定（施行は平成21年4月）によって児童福祉施設最低基準第35条の規定に基づく厚生労働大臣告示として位置付けられた。

注9：三位一体改革

地方自治体が決定すべきことは、国ではなく地方自らが決定するという地方分権を実現するために、

- (1) 国から地方へ支出される補助金（国庫補助負担金）の廃止・削減
- (2) 国から地方への税源の移譲
- (3) 地方交付税の見直し

の三本の柱を同時並行的に進めていく税財政改革。

注10：保育制度改革

厚生労働省の社会保障審議会少子化対策特別部会で検討中の、新たな保育の仕組みのこと。

平成21年2月の第1次報告（中間的なとりまとめ）では、

- (1) 客観的に保育の必要性が判断された児童に対して、例外なく公的保育を受けることができる地位を与える。
- (2) 保護者と保育所が公的保育契約を結ぶ。

などの内容が示されている。

注11：幼稚園預かり保育

幼稚園が行う教育活動のひとつで、地域の実情や保護者の要請により通常の教育時間（おおむね10時から14時）の前後や、長期休業期間（夏・冬・春休み）中に、希望する園児を対象に当該幼稚園で預かる事業。

幼稚園ごとに預かり日数や時間、料金等が異なるため、利用する場合は各幼稚園に実施状況等の確認が必要。保護者が預ける理由は、仕事や看病などさまざまであるが、いわゆる「保育に欠ける」状態であるか否かは問わないのが原則である。

平成12年度から実施されている幼稚園教育要領に「預かり保育」についての記載があるが、地域事情（地域に保育所がないなど）により、それ以前から行われていた活動である。

近年は女性の社会進出の拡大への対応として「職業は持っているが幼稚園に通わせたい」という保護者への支援対策としても行われている。

注12：認定こども園

保育所や幼稚園等のうち、保育的機能と幼稚園的機能を持つことで保育と教育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援を行う機能を備えた都道府県知事が認定した施設で、次の4つの類型がある。

① 幼保連携型

認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たす施設（幼稚園の中に認可保育所が存在する施設）

② 幼稚園型

認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備え、認定こども園としての機能を果たす施設（幼稚園の中に認可外保育所が存在する施設）

③ 保育所型

認可保育所が、3歳以上の保育に欠けない子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備え、認定こども園としての機能を果たす施設（認可保育所の中に幼稚園が存在する施設）

④ 地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、保育的・幼稚園的機能を備えることで、認定こども園として必要な機能を果たす施設。

注13：特別保育等

認可保育所における保育は、次のように通常保育と特別保育、子育てを支援するサービス事業に大別することができ、それぞれの目的に応じた保育・事業を実施している。

(1) 通常保育

保護者が働いていたり、病気の状態にあるなどのため、家庭において十分保育することができない児童を、保護者に代わり保育所において通常の保育として実施される事業で、月曜日から土曜日のおおむね午前8時から午後6時までの時間で実施される保育をいう。

① 0歳児保育

現在、通常保育として位置づけられているが、保育士の配置等に基準が設けられている。

② 障害児保育（特別支援保育）

保護者が働いていたり病気の状態にあるなどのため、保育所での保育を必要とする児童のうち、支援が必要な児童に対して児童の発達や特性にあわせた配慮を行いながら実施する保育のこと。

これまでの障害児保育は、保育に欠ける障害児のうち集団保育が可能な児童を対象としていたが、特別支援教育が学校教育法で位置づけられたことにより、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、保育所においても、障害を有する児童だけではなく、集団生活において支援が必要な児童について、特別支援教育に基づいた保育を行うことが求められる。

また、乳幼児期から児童の保育を行っている保育所と、学校教育との連携の必要性が高まっている。

(2) 特別保育

保護者の就労形態の多様化に伴い、様々な保育需要に対応するために実施される保育事業で、旭川市においては、延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育を実施している。

障害児保育については、昭和53年度から、保育に欠ける中程度の障害児が保育所に入所した場合、その障害児数に応じて一定額を助成する国の制度が設けられていたが、平成15年度から一般財源化されている。

①延長保育（早朝保育，延長保育）

保護者の就労形態の多様化に伴い，早朝勤務及び残業等により通常の保育時間を超えて保育が必要となる児童に対して，保育時間を延長して実施する保育のこと。

午前7時から午前8時まで実施する早朝保育と，午後6時から午後7時まで実施する延長保育があるが，それらを総称して「延長保育」という。

②休日保育

勤労形態の多様化に伴い，日曜日や祝祭日に保育が必要となる児童を保育所で保育する事業。

実施保育所は市立北星保育所，定員は30人，対象年齢は満1歳以上。

③夜間保育

女性の社会進出の増加や，男女雇用機会均等法で女性の深夜労働の規制が撤廃されたことなどによる保護者の就労形態の多様化に対応するため実施する保育で，旭川市では1か所（私立認可保育所）で開設。

開所時間は午前11時から午後10時までで，午前8時から午前11時までと，午後10時から午前1時までの長時間延長保育を実施している。

④病児・病後児保育

病中や病気の回復期にあるため集団保育が困難な就学前の児童で，保護者の勤務等により家庭での保育が困難な児童を保育所，病院等に付設された専用スペース等において一時的に保育する事業。

平成20年度からは，

(ア) 当面症状の急変は認められないが，病気の回復期に至っていないことから集団保育が困難な児童を保育する「病児対応型」

(イ) 病気の回復期で集団保育が困難な児童を保育する「病後児対応型」

(ウ) 保育所において，体調不良となった児童を一時的に保育する「体調不良児対応型」

の3類型に分類された。

旭川市では病後児対応型1か所を医療法人に委託し実施している。

(3) 子育てサービス事業

①一時的保育 注6参照

②地域子育て支援センター

国の児童環境づくり基盤整備事業費補助金の交付対象である地域子育て支援拠点事業のセンター型に該当する事業であり，旭川市においては，3か所の私立認可保育所に委託し実施している。地域の子育て支援情報の収集・提供に努め，子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに，既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携しながら，地域に出向いた地域支援活動を展開するもの。

平成20年の児童福祉法改正により法定化された（平成21年4月施行）。

注14：保育に欠ける

保護者や同居の親族が，就労等により児童を家庭で保育できない状態のこと。

保育所は，児童福祉法第24条で規定する「保育に欠ける児童」を保護者に代わって保育する児童福祉施設である。

厚生労働省の社会保障審議会少子化対策特別部会第1次報告では，この「保育に欠ける」という用語の見直しが提言されている。

注15：分園

保育所の分園とは、本体となる認可保育所とは離れてはいるものの、一体的に運営される小規模の保育施設をいう。

平成10年度から一定の条件（常時2名以上の保育士を配置すること等）を満たす場合に設置が認められることとなった。

都市部等における待機児童の解消等に対応するため、認可保育所の設置が困難な地域における保育の実施を図ることを設置の目的とする。

注16：認可外保育施設

乳幼児の保育業務を目的とする施設で、北海道知事又は旭川市長が認可している認可保育所以外の施設の総称。

児童福祉法の改正に伴い、平成14年10月から、事業開始の届出や運営状況の報告等を旭川市長に行うことが義務づけられている。

注17：通年制保育園

認可保育所に準じた施設として旭川市が独自に設置した保育施設（公設の認可外保育施設）で、旭川市通年制保育園条例に基づき、施設の管理運営は指定管理者が行っている。

平成21年4月1日現在で14か所が設置されており、定員に余裕のある場合には、保育に欠けない児童も入所可能である。

注18：児童福祉施設最低基準

児童福祉法第45条第1項の規定に基づく児童福祉施設の設備・運営についての基準。

乳児室又はほふく室及び保育室の児童一人当たりの面積、避難用設備、保育士の配置数や施設内の衛生管理等について定めており、保育所の設備及び運営については、設置時及びその後において、常にこの基準に適合していなければならない。

注19：特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD（学習障害）、AD/HD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

平成19年4月から学校教育法に位置づけられた。

注20：大学等高等教育機関

旭川市では、旭川医科大学、北海道教育大学旭川校、旭川大学・旭川大学女子短期大学、東海大学北海道キャンパス旭川校舎、旭川工業高等専門学校が該当する。

この4大学1高専では、旭川ウェルビーイング・コンソーシアムを設置し、大学及び地域における人材育成と、地域活性化のための共同研究において、旭川市や公設研究機関等と連携した取組を進めている。

注21：民間委譲

公立の認可保育所として設置運営されている施設の建物や設備、運営までの全てについて、民間の社会福祉法人等に譲渡すること。

注22：看護師等

病児・病後児保育において、児童の看護を担当する看護師，准看護師，保健師又は助産師を言う。